

札幌市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例及び
札幌市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条
例案

令和 4 年（2022 年）3 月 30 日提出

日本共産党所属議員全員

札幌市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例及び札
幌市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

（札幌市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部改正）

第 1 条 札幌市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（昭和 5 6
年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 1 条中「68 人」を「70 人」に改める。
- (2) 第 2 条中「中央区 7 人」を「中央区 8 人」に、「手稲区 5 人」を「手
稲区 6 人」に改める。

（札幌市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正）

第 2 条 札幌市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 8 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「40 万円」を「36 万円」に改める。

附 則

この条例中、第 1 条の規定は次の一般選挙から、第 2 条の規定は令和 5 年 5
月 2 日から施行する。

（理 由）

本市の市議会議員の定数及び選挙区選出議員数を改めるとともに、市議会の
会派に交付する政務活動費の月額を減額するため、本案を提出する。